

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称   | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|---|-----------|---|---|--------------------|
| 1  | 農林部  | 農政課            | H20.5.12  | 平成20年度狩猟免許試験、<br>狩猟者適性検査及び県外狩<br>猟者の登録事務の一部並び<br>に狩猟事故防止対策指導研<br>修の実施委託 | 1,232,000 | 長崎市樺島町9-13<br>社団法人 長崎県猟友会<br>会長 井手 耕作               | 狩猟免許試験及び狩猟者適性検査にあたっては、法令<br>及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般に<br>つき精通している者がその任にあたる必要がある。<br>また、現在のところ、そのような者を有する団体等として<br>は、委託団体のみであり他と競争できず相手方が特定され<br>る。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 2  | 農林部  | 農政課            | H20.9.3   | 平成20年度長崎県鳥獣保護<br>区等位置図印刷  | 1,669,500 | 福岡市南区大楠3丁目3-11<br>西日本地図出版株式会社<br>代表取締役 川崎 誠         | 当該位置図は、過去から現在までの鳥獣保護区等の内<br>容を網羅した地図情報で、その基礎資料は膨大なものと<br>なっており、作成にあたっては、前年度分の位置図デー<br>タの加筆・修正により作成している。<br>契約業者である西日本地図出版(株)は、鳥獣保護区等<br>の過去の印刷版データを有している唯一の者であり、事務<br>の効率性、合理性の観点から当該業者との随意契約とし<br>た。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 3  | 農林部  | 農政課            | H20.12.11 | 平成20年度特定鳥獣イノシ<br>シ捕獲技術研修事業委託  | 2,300,000 | 長崎市樺島町9-13<br>社団法人 長崎県猟友会<br>会長 井手 耕作               | 有害イノシシの捕獲技術研修にあたっては、有害イノシ<br>シ及びわな、猟銃等の取扱等に専門的知識を有し、かつ、<br>狩猟全般について精通している者がその任にあたらなけれ<br>ばならない。<br>また、県内の有害イノシシの捕獲技術研修であることか<br>ら、研修実施者は県内各地域の実態等について知識を有<br>するものが臨むべきであり、他と競争できず相手方が特定<br>される。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 4  | 農林部  | 農業経営課          | H20.4.1   | ながさき農林業総合情報シス<br>テム保守委託   | 1,428,000 | 長崎市西坂町2-3<br>富士通株式会社長崎支店<br>支店長 元木 泰光               | 本システムは、栽培技術情報や病虫害の発生予察、行<br>政情報などを農業者に提供するとともに、農産物直売所や<br>特産品、グリーンツーリズム、郷土料理などを県民や消費<br>者等に紹介することにより、効率的な農業経営の確立と農<br>林業農村の活性化を図っている。<br>平成14年度のシステム開発を当該者が行っているた<br>め、システムの著作権が当該者にあることから、他者と競<br>争できないため保守委託についても随意契約とした。                       | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 5  | 農林部  | 農業経営課          | H20.4.1   | 農業改良資金の資金管理事<br>務業務委託   | 1,147,000 | 東京都港区赤坂1丁目9-13<br>社団法人 全国農業改良普<br>及支援協会<br>会長 大森 昭彦 | 契約先は、農業改良普及事業に関する情報活動、調査<br>研究、資金管理事務の委託等を行っている団体であり、農<br>業改良資金管理事務に関するシステム設計、データ入出<br>力等は当協会のみが行っているため、他と競争できず相手<br>方が特定される上、非常に多くの個人情報を取り扱う業務<br>であるため、契約先を頻繁に変更した場合、万が一情報が<br>流出した際に流出元を特定するのが困難となる。<br>なお、農業改良資金の貸付けを行うすべての都道府県が<br>会員となっている。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                            | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項    |
|----|------|----------------|----------|----------------------------------|-----------|---|--|---------------------|
| 6  | 農林部  | 農業経営課          | H20.6.2  | ながさき農林業総合情報システム移行委託              | 5,499,900 | 長崎市西坂町2-3<br>富士通株式会社長崎支店<br>支店長 元木 泰光                 | 本システムは、栽培技術情報や病害虫の発生予察、行政情報などを農業者に提供するとともに、農産物直売所や特産品、グリーンツーリズム、郷土料理などを県民や消費者等に紹介することにより、効率的な農業経営の確立と農林業農村の活性化を図っている。<br>平成14年度のシステム開発を当該者が行っているため、システムの著作権が当該者にあることから、他者と競争できないため、新サーバへのシステム移行委託についても随意契約とした。       | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 7  | 農林部  | 農業経営課          | H21.2.20 | 耕作放棄地復旧保全・景観向上促進業務委託             | 1,209,000 | 西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷<br>2278番地2<br>財団法人西海市農業振興公社<br>理事長 山下純一郎 | 農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと<br>農地保有合理化事業の実施区域は重複することができないこと<br>以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない。   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 8  | 農林部  | 農業経営課          | H21.2.20 | 耕作放棄地復旧保全・景観向上促進業務委託             | 2,015,000 | 北松浦郡小値賀町笛吹郷<br>2385番地2<br>財団法人小値賀町担い手公社<br>理事長 山田 憲道  | 農業経営基盤強化促進法第4条第2項の規定により、農地保有合理化法人以外は農地を中間保有できないこと<br>農地保有合理化事業の実施区域は重複することができないこと<br>以上2点から、当該区域での契約については1者の随意契約でしか施行できない。   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 9  | 農林部  | 農産園芸課          | H20.4.1  | 種馬鈴しょ原・採種ほ委託                     | 1,267,147 | 長崎市出島町1-20<br>長崎県種馬鈴薯協会<br>会長代行 奥野 義昭                 | 平成20年度において、長崎県内には都道府県知事が適当と認めている団体(都道府県を区域とする採種団体)は、長崎県種馬鈴薯協会1者しかなく、他に代替できる団体もないため、長崎県種馬鈴薯協会と1者随意契約とした。  | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 10 | 農林部  | 農産園芸課          | H20.4.1  | ながさき花き所得向上対策事業にかかる施設園芸用ヒートポンプ賃貸借 | 1,470,000 | 東京都渋谷区渋谷1丁目4-2<br>ネボン株式会社<br>代表取締役 福田 晴久              | 「洋ラン栽培におけるヒートポンプを利用した暖房コスト低減技術確立」のために、導入を予定している機器は、重油用の暖房機とヒートポンプを効率的に制御するハイブリッド機能(特許)を備え、暖房費の軽減の実証として設置を予定している機種である。この機能を持つ施設園芸用の機種は、現在ネボン(株)から商品化されている機種のみである。他のメーカーについては、この機能を持つヒートポンプを有していないため、ネボン(株)と1者随意契約とした。 | 第167条の2<br>第11項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日   | 契約の名称                                   | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|---------|---|-----------|---|---|--------------------|
| 11 | 農林部  | 農産園芸課          | H20.6.4 | 平成20年度ながさきの米消費拡大対策事業(県産米販売促進キャンペーン事業)委託 | 1,550,000 | 長崎市出島町1-20<br>長崎県米消費拡大推進協議会<br>会長 渡辺 敏則     | 長崎県米消費拡大推進協議会は、県産米の統一ブランド米や各地域ブランド米等の需要拡大を図ることを目的として、国・県・全農・卸業者等を構成員として設立された団体であり、本事業が県全体として一体的に推進していく必要があること、また、事業の性質上競争性のあるものではないことから、個々の業者ではなく、実際の流通に携わる全農や卸業者が構成員となっている公的な団体である当協議会の他に委託できる団体はない。<br>また、商標登録の関係上、統一米袋については他の業者では使用することはできない。                          | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 12 | 農林部  | 畜産課            | H20.4.1 | 平成20年度肉用牛群資質向上対策事業委託                    | 1,260,000 | 長崎市銭座町3-3<br>全国和牛登録協会長崎県支部<br>支部長 吉野 誠治     | 本事業は、肉用牛繁殖農家が飼養する雌牛群の改良を推進し、肉用牛群の資質の向上を図ることを目的として行う事業であり、育種価データ等を活用した専門的知識を用いた指導を行う必要がある。委託先である全国和牛登録協会長崎県支部は県内の繁殖農家の実態を把握し、畜産技術者による血統登録情報分析が可能な機関である。また、繁殖農家の指導に用いる育種価データを算出するために必要な子牛登記データの提供は本協会で行う必要があるため、他の機関では事業目的を達成することはできない。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 13 | 農林部  | 畜産課            | H20.4.1 | 平成20年度畜産コンサルタント事業委託                     | 9,929,000 | 長崎市銭座町3-3<br>社団法人 長崎県畜産協会<br>会長 吉野 誠治       | 本事業は、畜産農家の経営分析を主としたものであるが、業務の遂行に当たっては専門的な知識を有するコンサルタント員を必要とする。社団法人長崎県畜産協会は、前述の専門員を有し、県内市町及び農業団体を会員とした公益法人であり、一般企業のような利潤を追求しないため、委託が可能である。また、県内に本協会以外にコンサルタント員を有する企業等がないか検討したが、対応可能な企業等がないとの結論に達した。これらの理由により、他と競争できず相手方が特定されるため随意契約とした。                                    | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 14 | 農林部  | 畜産課            | H20.4.1 | 平成20年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託              | 4,416,049 | 東彼杵郡川棚町三越郷51-2<br>ハラサンギョウ株式会社<br>代表取締役 原 辰男 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場に適正に処理されなければならない。<br>県内には、死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎リング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかないことから、随意契約とした。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                           | 契約金額(円)    | 契約の相手先 住所 氏名                                   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項    |
|----|------|----------------|----------|---------------------------------|------------|--|---|---------------------|
| 15 | 農林部  | 畜産課            | H20.4.1  | 平成20年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託      | 11,550,000 | 諫早市下大渡野町2041-1<br>長崎レンドリング協同組合<br>理事長 本田 清秀    | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び化製場等に関する法律により、死亡牛は化製場若しくは死亡獣畜取扱場で適正に処理されなければならない。</p> <p>県内には、死亡牛を適正に処理できる化製場は2カ所(長崎レンドリング協同組合、ハラサンギョウ株式会社)しかなく、BSE検査の円滑な実施のために、死亡牛の保管及び採材補助業務を委託できるのは、当該2カ所の化製業者しかないことから、随意契約とした。</p>   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 16 | 農林部  | 畜産課            | H20.4.11 | 平成20年度長崎県畜産物安全性確保対策事務委託         | 1,838,000  | 諫早市貝津町3031<br>社団法人 長崎県獣医師会<br>会長 竹下 正興         | <p>本委託事業は、安全な畜産物を供給するために実施するもので、薬事法・飼料安全法および家畜生理等の総合的な知識と公正さを必要とする。また、事業を実施するうえで、獣医師および畜産農家に対する的確な指導・助言が必要である。</p> <p>獣医師および畜産農家に対して、法律面および実務面から指導・助言が行える組織を検討した結果、特に、獣医師に対する指導・助言が行えるのは社団法人長崎県獣医師会のみとの結論に達したため随意契約とした。</p>   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 17 | 農林部  | 畜産課            | H20.5.15 | 消石灰売買契約                         | 3,969,000  | 諫早市小川町54-1<br>富田薬品株式会社 諫早営業所<br>所長 松山 昌司       | <p>4月に秋田県小坂町の十和田湖畔で見つかったハクチョウ3羽の死骸から毒性の強いH5N1型鳥インフルエンザウイルスが検出された。これを受け、国は緊急対策として、家畜飼養農場の消毒の徹底を図るよう都道府県に通知した。本県では家畜伝染予防法第9条に基づき、知事名による消毒命令を発するとともに、消毒剤(消石灰)を配布し、発生予防を図ることとした。このため緊急かつ早急に消石灰を購入する必要があるため随意契約とした。</p>  | 第167条の2<br>第11項 第5号 |
| 18 | 農林部  | 畜産課            | H21.2.23 | 平成20年度ながさきエリート種雄牛造成対策事業に係る供卵牛購買 | 1,680,000  | 佐世保市吉井町立石12-1<br>ながさき西海農業協同組合<br>代表理事組合長 松本 英達 | <p>購入する供卵牛は、受精卵移植技術を活用した種雄牛造成を行うことを目的として導入するものであり、県内でトップクラスの超高能力牛である必要がある。</p> <p>供卵牛の選定に当たっては、県内に飼育されている約2万7千頭の繁殖雌牛の中から、産肉能力(枝肉重量や脂肪交雑等)に優れたものを育種価データ(子牛に伝える遺伝能力)や枝肉共励会等の成績を基に選抜し、その中から特に優れたもの1頭を購買することとしている。</p> <p>選抜牛は、繁殖農家で飼養中のものであり、その購買方法は所属農業協同組合との相対取引による随意契約しかないため。</p> | 第167条の2<br>第11項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                                      | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名  | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|--|-----------|---|--|--------------------|
| 19 | 農林部  | 畜産課            | H21.3.11  | 消石灰売買契約                                    | 4,740,750 | 諫早市小川町54-1<br>富田薬品株式会社 諫早営業所<br>所長 渡瀬 浩史            | 愛知県において高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)が発生した。これを受け、国は緊急対策として、家きん飼養農場の消毒の指導徹底を図るよう通知した。本県では家畜伝染予防法第9条に基づき、知事名による消毒命令を発するとともに、消毒薬(消石灰)を配布し、発生予防を図ることとした。このため緊急かつ早急に消石灰を購入する必要があるため。 | 第167条の2<br>第1項 第5号 |
| 20 | 農林部  | 農村整備課          | H20.4.1   | 平成20年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.2.1長崎県版運用保守改良業務 | 4,200,000 | 東京都中央区日本橋小伝馬町2-3<br>社団法人 農業農村整備情報センター<br>理事長 長谷川 高士 | 長崎県が採用する補助版農業農村整備標準積算システムの使用及び使用改良に関する権限は、社団法人 農業農村情報総合センターが有していること。また、著作権の人格権においても同センターが保有しており、同センター以外がシステムの運用及び保守改良等はできないため。(他と競争できず相手方が特定されるため。)                  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 21 | 農林部  | 農村整備課          | H20.10.15 | 平成20年度農業用水水源地域保全対策調査業務委託                   | 2,415,000 | 長崎市大黒町9-17<br>長崎県土地改良事業団体連合会<br>会長 宮本 正則            | 公益法人である長崎県土地改良事業団体連合会は県下の土地改良施設の診断・管理を行っており、特に「堰、制水門」に関しては、一定規模以上の施設等について診断・管理を行っている。本調査委託は、農業用水の水源地域からの流出形態の変化や水利現況等調査であり、業務が可能なのは豊富な基礎データを所有している当団体に限定されるため。       | 第167条の2<br>第1項第2号  |
| 22 | 農林部  | 諫早湾干拓室         | H20.4.1   | 総合農林試験場<br>諫早湾干拓現場事務所<br>賃貸借               | 813,750   | 長崎市戸町4丁目27-32<br>大和リース株式会社長崎営業所<br>所長 竹中 茂雄         | 本契約は、平成19年度に引き続き賃借契約を行うものであり、使用物件を新規に賃借契約することは、使用物件の解体撤去、再度の新築に相当の期間を要し、業務に支障を及ぼすので、現在の賃貸契約業者と引き続き契約を行った。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 23 | 農林部  | 諫早湾干拓室         | H20.10.17 | 国営諫早湾干拓事業広報DVD制作業務委託                       | 1,500,000 | 長崎市上町1 - 35<br>長崎放送株式会社<br>代表取締役社長 上田 良樹            | 優れた表現力を有する県内民放4社に企画提案書を提出してもらい、経費見積だけでなく、構成、表現力等を含めて総合的に審査し、予算の範囲内でもっとも優れた企画を提案した1社と随意契約を行った。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日   | 契約の名称               | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                       | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|---------|---------------------|-----------|--|---|--------------------|
| 24 | 農林部  | 林務課            | H20.4.1 | 森林国営保険事務処理作業委託      | 2,728,267 | 長崎市飽の浦町5番3号<br>長崎県森林組合連合会<br>代表理事会長 八江 利春          | 本業務は、森林国営保険法第24条において、事務処理については都道府県森林組合連合会会長及びその他県知事が適当と認められた者に委託することができること定められており、当県においては、長崎県森林組合連合会のみが県内において国営保険事務処理用システムを所有しており、他の機関ではこの事業は取り扱えない。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 25 | 農林部  | 林務課            | H20.4.1 | 森林総合管理システム維持管理業務委託  | 1,575,000 | 長崎市恵美須町4番5号<br>NBC情報システム株式会社<br>代表取締役 平井 健司        | 森林総合管理システムは桐Ver.8及びデルファイからなり、相互にデータを利用することから、一括管理が必要である。詳細なシステム運用手順書や最新のシステム設計書がとられていない中では、他に森林総合管理システムを保守できる業者はいない。また、トラブル等で運用が停止すると造林補助金の確定及び支出が間に合わない等の重大な支障が発生するため、年間を通しての維持管理及び運用支援等の迅速な対応が必要であり、本システムを開発し関連業務も熟知している当社に委託する必要がある。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 26 | 農林部  | 林務課            | H20.4.1 | 森林地理情報システム管理保守業務委託  | 2,363,760 | 長崎市飽の浦町1番1号<br>株式会社リョーイン 長崎営業所<br>執行役員長崎営業所長 波田 良実 | 森林地理情報システムは平成19年から管理保守委託を伴った運用を開始しているが、Web系などのシステムについては平成20年度からの運用を予定しており、運用手順書や最新のシステム仕様書は作成されておらず、複雑多岐なシステムの内容を正確に理解することは大変困難である。また、本システムは森林法に規定される森林区域等を管理しており、平成16年度の開発当初から、順次、電子データの整備を行い、現在、森林区域等の把握は本システムでしか行えず、システムが停止すると森林法の施行に重大な支障をきたすことになり本システムを開発した業者以外、本業務を行うことができない。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 27 | 農林部  | 林務課            | H20.4.1 | 保安林情報管理システム維持管理業務委託 | 1,575,000 | 長崎市恵美須町4番5号<br>NBC情報システム株式会社<br>代表取締役 平井 健司        | 当該委託は、稼働中の保安林情報管理システムの円滑な運営を目的としており、データベースの構造を理解し、それがどのようなプログラムによって集計・調書作成がなされているかを熟知していなければトラブル等に対する迅速な対応は不可能である。また、保安林制度を十分理解した業者でもなければならぬ。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                     | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|---------------------------|-----------|--|--|--------------------|
| 28 | 農林部  | 林務課            | H20.4.1  | カラープリンター保守及び消耗品等の供給に関する契約 | 1,271,340 | 長崎市飽の浦町1番1号<br>長菱ソフトウェア株式会社<br>代表取締役 乾 利博              | 当デジタルフルカラー複合機は、株式会社リコーが代理店契約を交わしている長菱ソフトウェア株式会社から購入した。メーカーに確認したところ、導入業者と保守管理を行う方が安価となるため。  | 第167条の2<br>第1項 第7号 |
| 29 | 農林部  | 林務課            | H20.4.11 | 山地災害危険区域調査システム開発業務委託      | 1,323,000 | 長崎市飽の浦町1番1号<br>株式会社 リョーイン 長崎営業所<br>執行役員長崎営業所長<br>波田 良実 | 本業務は、当該危険地区を用いて治山事業の進捗等を把握する国の新たな方針(山地災害危険区域)の導入に伴うもので、当該システムにプログラムの追加設定を行うものである。システムの追加設定及び正常な稼働の確認を行うためには、基本システムを開発した株式会社リョーイン以外に本業務の円滑な執行は望めない。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 30 | 農林部  | 林務課            | H20.8.13 | 平成20年度地域森林計画連年調査業務委託      | 1,575,000 | 長崎市飽の浦町5番3号<br>長崎県森林組合連合会<br>代表理事会長 八江 利春              | 当委託は、県下全域において、造林補助事業の実績をもとに森林簿及び森林計画図の修正を行うものである。この造林補助事業の殆どにおいて森林組合が事業実施主体となっており、事業の実施箇所及びその状況を最も把握しているのは森林組合だけである。また、長崎県森林組合連合会は、県下に設立されている各森林組合を包括する組合である。<br>よって、この業務を最も的確に行うのは、長崎県森林組合連合会のみである。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 31 | 農林部  | 林務課            | H20.7.7  | 対馬しいたけ需要拡大支援事業委託          | 1,646,000 | 対馬市厳原町中村606-19<br>長崎県しいたけ振興対策協議会<br>会長 吉野栄二            | 長崎県しいたけ振興対策協議会は、対馬の基幹作目の乾しいたけを振興する全ての関係機関が参加した唯一の団体であり、本事業実施にあたり必要な知識と経験を有している。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 32 | 農林部  | 林務課            | H20.7.1  | 緑化推進事業委託                  | 1,971,000 | 長崎市江戸町2-13<br>社団法人 長崎県緑化推進協会<br>理事長 渡辺 敏則              | 社団法人長崎県緑化推進協会は、県及び市町を主たる会員として設立された団体であり、県と緊密な連携を保ちながら緑化の推進に関する各種事業を実施している。当該事業についても、県予算に協会の事業費を上積みして事業実施にあたるなど、他の団体では同様の成果を期待することはできない。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                                | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|--------------------------------------|-----------|--|--|--------------------|
| 33 | 農林部  | 林務課            | H20.6.24  | 新土木工事積算システム<br>データ(森林土木体系)改訂<br>業務委託 | 4,515,000 | 長崎市出来大工町36<br>扇精光株式会社<br>代表取締役 池田正志                        | 改訂にあたり、新歩掛の解析、施工単価条件表の作成及び歩掛データの電算への入力进行を正確かつ期限内に執行するため本積算システムの開発者であり、歩掛データ作成の実績がある扇精光(株)以外に本業務の円滑な執行は望めない。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 34 | 農林部  | 林務課            | H20.12.18 | 平成20年度山地災害危険区<br>域WEB公表用地図整備業<br>務委託 | 2,625,000 | 長崎市飽の浦町1番1号<br>株式会社 リョーイン 長崎営<br>業所<br>執行役員長崎営業所長<br>波田 良実 | 既存システムのプログラムの追加、変更設定及び長崎県電子国土総合防災GIS搭載へのデータ作成を行うことから、既存システムを熟知し、正常な稼働状態も確認することが求められるため、本システムの開発業者以外、本業務を行うことができない。                                   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 35 | 農林部  | 林務課            | H21.1.19  | 県産材総合案内用冊子企画<br>デザイン業務委託             | 1,099,350 | 長崎市下西山町12-2<br>株式会社ブレイントラスト<br>代表取締役 菱沼 末雄                 | 冊子の企画・デザインについてコンペを開催し、表紙のデザイン、インパクト、配色、読みやすさを審査した結果、最も評価が高かった株式会社ブレイントラストと随意契約したものである。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 36 | 農林部  | 林務課            | H21.1.26  | 長崎県民の森整備管理業務<br>委託                   | 2,415,000 | 長崎市飽の浦町5番3号<br>社団法人長崎県林業コンサル<br>タント<br>会長 中江 勝春            | 実施に当たって、園内の遊歩道や階段の設置状況を把握していることと、園内のオリエンテーリングコースや遊歩道などにおいて、設置に当たっての特段の考慮が必要である。長崎県林業コンサルタントは県民の森の指定管理者として施設の状況、設置に当たっての技術的な知識も有していることから、随意契約したものである。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |



平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日   | 契約の名称                                      | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                              | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|---------|--|-----------|---|---|--------------------|
| 37 | 農林部  | 林務課            | H21.2.4 | 20林整第1号ながさき森林<br>づくり担い手対策事業費(森<br>林整備)業務委託 | 4,705,260 | 長崎市飽の浦町5番3号<br>長崎県森林組合連合会<br>代表理事会長 八江 利春 | <p>本業務は、市街地周辺の森林において、花粉発生源となっているスギ・ヒノキの枝落としを実施する事業である。</p> <p>まず、スギ・ヒノキ等森林に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は、県内には森林組合系統しかなく、林分調査を適正かつ短期間に行えるのは長崎県森林組合連合会のみである。</p> <p>また、森林整備は、作業現場環境(傾斜地での作業、樹木等が繁茂した中での作業)の悪さ等から全産業中でも労働災害の発生が大変高い産業(分野)となっており、事業遂行には、安全作業が不可欠かつ重要な事項となる。</p> <p>さらに、本業務である花粉発生源となっているスギ・ヒノキの枝落としを実施するための雄花着果量の多い樹木の判断などが求められる当事業は、高度で正確な技術と信頼おける安全作業が必須であり、高い知見と森林整備実績を有し、事業遂行が確実に認められる長崎県森林組合連合会と随意契約したものである。</p> | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 38 | 農林部  | 林務課            | H21.2.4 | 20林整第2号ながさき森林<br>づくり担い手対策事業費(竹<br>林整備)業務委託 | 1,957,410 | 長崎市飽の浦町5番3号<br>長崎県森林組合連合会<br>代表理事会長 八江 利春 | <p>本業務は、荒廃し公益的機能が低下した竹林を調査し、適正な成立密度に誘導する本数調整の事業である。</p> <p>まず、森林(竹林を含む)に関する情報(森林の所在地、面積、樹齢、所有者等)を持ち合わせた事業体は、県内には森林組合系統しかなく、林分調査を適正かつ短期間に行えるのは長崎県森林組合連合会のみである。</p> <p>また、森林整備は、作業現場(傾斜地での作業、樹木等が繁茂した中での作業)の悪さ等から全産業中でも労働災害の発生が大変高い産業(分野)となっており、事業遂行には、安全作業が不可欠かつ重要な事項となる。</p> <p>当事業は高度で正確な技術と信頼おける安全作業が必須であり、高い知見と森林整備実績を有し、事業遂行が確実に認められる長崎県森林組合連合会と随意契約したものである。</p>  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 39 | 農林部  | 林務課            | H20.8.1 | 森林施業プランナー養成事<br>業                          | 2,400,000 | 長崎市飽の浦町5番3号<br>社団法人長崎県林業協会<br>会長理事 八江 利春  | <p>林業就業者の技術力の向上や作業の省力化を図るための効果的な研修内容を構築できる林業労働力確保支援センターとして県内唯一の法人であり、県内のいかなる事業体と比べ、林業事業体とより濃密なネットワークを既に有していることから、広範囲にわたって事業の効果を及ぼすことが期待できる法人であるため随意契約したものである。</p>   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日   | 契約の名称                 | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|---------|-----------------------|---|--|--|--------------------|
| 40 | 農林部  | 農業大学校          | H20.4.1 | 燃料(単価契約)              | A重油 83円/<br>(税別)  | 島原市弁天町1丁目740番<br>地1<br>九州物産株式会社<br>代表取締役 河野正義  | 7社による指名競争入札を実施したが不落であったため、最低入札者に見積をする意志を確認し、見積書の提出を受け予定価格以内であったため随意契約したものである。  | 第167条の2<br>第1項 第8号 |
| 41 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.4.1 | 飼料購入(単価契約)            | 大豆粕 @1,638<br>円/20kg,<br>一般ふすま<br>@814円/20kg,<br>皮付圧入小麦<br>@1,502円/20kg,<br>煎り大豆 @1,770<br>円/20kg,<br>圧入とうもろこ<br>し @1,119円<br>/20kg,<br>混合八号<br>@1,281円/20kg,<br>ピートパルプ<br>@1,224円/20kg,<br>ハイキューブ @1,822<br>円/30kg,<br>アルファルファペレット<br>@3,497円/50kg,<br>チモシー @68,000<br>円/t,<br>チモシー(上物)<br>@72,000円/t,<br>スーダンハイペール<br>@54,000円/t<br>他(税込) | 佐世保市吉井町立石12-1<br>ながさき西海農業協同組合<br>代表理事組合長 松本 英達 | 飼料内容の急激な変化は、牛の生理に好ましくないため、従前から使用している飼料を継続的に給与する必要がある。<br>飼料変更は、検定成績がばらつくおそれがあり、種雄牛の的確な比較選定ができない。よって、同一飼料を給与する必要がある。<br>当センターにおける肥育検定の成果は、一般肥育農家へ広く普及する必要がある。なお、50頭以上飼育している長崎県内の肥育農家戸数のうち、JA全農グループの肥育用飼料利用戸数は80%以上である。<br>当センターが実施する直接検定は、社団法人全国和牛登録協会が定める直接検定用の飼料を使用しなければならぬ。また、この直接検定用飼料はJA全農グループで生産されている。<br>飼料は品質低下防止の点から、大量搬入及び長期保存は適さないため、週1回程度の定期的な配達が必要である。また、当センターにおいて不足が生じた場合に早急な対応が可能であることが求められる。<br>このような理由により、納入業者の地域が限定され、これらの条件に対応可能な業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 42 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.4.7 | 現場検定牛計4頭(小次郎、照茂他)売買契約 | 2,089,500   | 佐世保市宇久町平328<br>宇久地区和牛部会<br>部会長 橋本 増久           | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                  | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|------------------------|-----------|---|---|--------------------|
| 43 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.4.22 | 現場検定牛計4頭(としたか、栄景他)売買契約 | 2,163,000 | 五島市吉久木町938<br>五島和牛育種組合<br>組合長 中尾 弘一         | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 44 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.4.23 | 現場検定牛計6頭(大河、照重他)売買契約   | 3,003,000 | 平戸市田平町大久保免1544<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎   | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 45 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.6.4  | 現場検定牛計4頭(照茂、幸平他)売買契約   | 1,879,500 | 苓崎市芦辺町国分東触706<br>苓岐肉用牛改良組合<br>組合長 豊田 廣志     | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 46 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.6.5  | 直接検定牛計3頭(要治、康孝他)売買契約   | 2,299,500 | 雲仙市吾妻町永中名1283-1<br>県南地域和牛改良協議会<br>会長 奥村 慎太郎 | 検定牛の生産は検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に指定取得交配を経て生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力及び遺伝子型検査などに合格したものである。このため納入業者が限定される。                                  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 47 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.6.16 | 現場検定牛計4頭(昭健、昭北他)売買契約   | 2,063,250 | 五島市吉久木町938<br>五島和牛育種組合<br>組合長 中尾 弘一         | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                       | 契約金額(円)    | 契約の相手先 住所 氏名   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|----------|-----------------------------|------------|--|---|--------------------|
| 48 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H20.6.17 | 現場検定牛計5頭(照福、忠秋他)売買契約        | 2,614,500  | 平戸市田平町大久保免1544<br>北松地区和牛育種組合<br>組合長 松田 辰郎              | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。                   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 49 | 農林部  | 肉用牛改良センター      | H21.1.28 | 現場検定牛計5頭(糸平、量太他)売買契約        | 2,005,500  | 吉岐市芦辺町国分東触706<br>吉岐肉用牛改良組合<br>組合長 豊田 廣志                | 検定牛の生産は県が実施する種雄牛造成事業の中で、検定セットに応じて各地域における育種組合、改良組合等でなされている。検定牛は、県下で選抜された高能力の母牛に当センターが指定する種雄候補牛の精液を交配して生産されている牛であり、誕生後にも生産検査を行い、発育、体型、育種価能力などの検査に合格したものを購入することとなる。このため納入業者が限定される。                   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 50 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.4.1  | 20干第02号 諫早湾干拓堤防気象情報提供業務     | 1,134,000  | 福岡県福岡市中央区大濠1丁目6-33<br>財団法人 日本気象協会 九州地区支配人<br>支配人 河野 任博 | 本業務は、警報・注意報の発令をはじめ降雨降雪状況・降雨降雪予測台風の進路予測など各種の気象情報をリアルタイムで受信し、業務上の重要な判断材料とするものである。このためにはデータの継続性とこれを基にした迅速・適切な判断が必要である。本業務の基礎となる福岡管区気象台の気象情報を、独自の専門的な技術、経験で分析・予測を加えてシステム化し、情報提供しているのは日本気象協会九州支社のみである。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 51 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.6.2  | 20管農委第3号 飯盛南部地区換地計画(処分)事務委託 | 26,496,000 | 諫早市飯盛町開1929-5<br>飯盛南部土地改良区<br>理事長 古野 綾雄                | 「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条第1号に契約の相手方を地元市町村及び土地改良区に限定する旨の規定がなされているため。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 52 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.6.5  | 20管農委第1号 開地区換地計画(処分)事務委託    | 8,731,000  | 諫早市飯盛町開1929-3<br>飯盛開土地改良区<br>理事長 古野 繁                  | 「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条第1号に契約の相手方を地元市町村及び土地改良区に限定する旨の規定がなされているため。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日    | 契約の名称                              | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                                      | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項    |
|----|------|----------------|----------|------------------------------------|-----------|---|--|---------------------|
| 53 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.7.4  | 20用堤委第2号 諫早湾干拓堤防南部取付道路 物件調査再算定業務委託 | 1,575,000 | 諫早市永昌町18-2<br>扇精光株式会社 諫早支店<br>支店長 前田 穂            | 当委託は、平成19年5月から7月にかけて指名競争入札にて委託をした物件調査の再調査である。<br>その後、地権者との交渉の過程において物件補償内容等についてあらゆる面から適切性、妥当性、合法性等の分析比較が必要となった。併せて1年の経過による平成20年度時点での補償額の再算定を行う必要が生じた。<br>このため、当補償物件の調査を行い、内容に精通している契約者と随意契約を行う。   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 54 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.5.21 | 20土第05号 西川内下地区用地測量業務委託             | 1,799,815 | 長崎市五島町8番7号<br>社団法人 長崎県公嘱託登記士地家屋調査士協会<br>理事長 石橋 孝作 | 社団法人長崎県公嘱託登記士地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。<br>本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。<br>また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合した公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。 | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 55 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.8.1  | 20農第08号 開地区積算参考資料作成業務委託            | 2,205,000 | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会<br>会長 宮本 正則         | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算システム」という。)を使用している(使用許諾契約の締結、土地改良事業団体連合会も締結)。<br>更に、積算システムに県独自の機能を付加し土地改良事業団体連合会と共同で保守運用している。<br>このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体である。   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                          | 契約金額(円)    | 契約の相手先 住所 氏名                                   | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 地方自治法施行令<br>適用条項    |
|----|------|----------------|-----------|--------------------------------|------------|--|--|---------------------|
| 56 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.8.11  | 20干第014号 諫早湾干拓堤防通信制御設備保守点検業務委託 | 7,730,000  | 福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号<br>株式会社 東芝 九州支社<br>支社長 岡崎 裕 | <p>本業務は、諫早湾干拓堤防通信制御設備の機能保持を目的として、機器、装置及び各種データ処理等、ハード及びソフト面に至る全般の保守点検を行うものである。当設備及びソフトウェアについては、平成7年度から10年度にかけて(株)東芝で製作・据付が行われ、平成12年度から保守点検を行っており、当設備の保守に対して精通している。</p> <p>今回、発注するに当たって、(株)東芝以外の国内水管理制御システムメーカー7社にこの業務を実施できるかどうか調査を行ったが、点検業務は1社を除きすべて「実施できない」、また、保守業務は7社全社が「実施できない」との回答だった。</p> <p>保守業務については、システム不具合時の対応が重要となる。このため、(株)東芝と随意契約を行う。</p> | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 57 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.11.18 | 20農第013号 小豆崎地区埋蔵文化財発掘調査業務委託    | 36,991,500 | 諫早市東小路町7番1号<br>諫早市長 吉次 邦夫                      | <p>昭和50年5月23日付50構改A第741号「文化財保護法一部改正に関する覚書」の第4項で「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係わる埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施する。」となっているため、当地における担当部局諫早市教育委員会を総括する諫早市長と契約を行う。</p>   | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 58 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.11.18 | 20農第016号 小豆崎地区区画整理基本設計業務委託     | 3,150,000  | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連合会<br>会長 宮本 正則      | <p>換地を伴う畑総事業は、受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画を樹立する。土地改良区は換地計画の樹立に当たって土地改良事業団体連合会の協力を得ている。</p> <p>面工事業の調査、測量、設計と換地とは表裏一体の関係であり、測量設計と換地計画は切り離せない作業であり、土地改良換地士を保有し、換地業務に精通した土地改良事業団体連合会と契約する。</p>  | 第167条の2<br>第11項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                           | 契約金額(円)    | 契約の相手先 住所 氏名                               | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項   |
|----|------|----------------|-----------|---------------------------------|------------|--|---|--------------------|
| 59 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.12.15 | 20農第028号 三重西部地区<br>農道台帳作成業務委託   | 1,200,000  | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連<br>合会 会長 宮本 正則 | ・農道台帳の作成は、一貫した体制の下に統一的に実施<br>することが重要であり、農道台帳作成主体は、土地改良事<br>業団体連合会に協力を要請し、農道台帳記載数値の点<br>検・確認を受けるよう努める必要がある。<br>・土地改良事業団体連合会は、一定要件農道について農<br>林水産省の農林水産統計調査について積極的に協力する<br>ことになっており、土地改良事業団体連合会は点検・確認し<br>た農道台帳記載数値について県担当部局に報告するとと<br>もに、全国土地改良事業団体連合会を通じて農林水産省<br>に報告することになっている。このためこの業務を唯一行え<br>る長崎県土地改良団体連合会に委託する。 | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 60 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.11.18 | 20農第013号 小豆崎地区埋<br>蔵文化財発掘調査業務委託 | 36,991,500 | 諫早市東小路町7-1<br>諫早市長 吉次 邦夫                   | 昭和50年5月23日付50構改A第741号「文化財保護法一<br>部改正に関する覚書」の第4項で「農業基盤整備事業の実<br>施地区及び実施予定地区に係わる埋蔵文化財の調査は、<br>原則として文化財保護担当部局において実施する。」と<br>なっているため、当地における担当部局諫早市教育委員<br>会を総括する諫早市長と契約を行う。   | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 61 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H20.12.26 | 19線堤第018号 諫早湾干拓<br>堤防道路積算業務委託   | 5,040,000  | 長崎市大黒町9番17号<br>長崎県土地改良事業団体連<br>合会 会長 宮本 正則 | 県営事業の積算に当たっては、(社)農業農村整備情報<br>総合センター(以下「ARIC」という。)が直轄用を補助版に<br>改良した農業農村整備標準積算システム(以下「積算シス<br>テム」という。)を使用している(使用許諾契約の締結、土地<br>改良事業団体連合会も締結)。<br>更に、積算システムに県独自の機能を付加し土地改良事<br>業団体連合会と共同で保守運用している。<br>このため、県内で唯一積算業務を受託できる団体であ<br>る。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |
| 62 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H21.1.30  | 20管農委第4号 目代地区換<br>地計画(処分)事務委託   | 5,277,000  | 諫早市東小路町7-1<br>諫早市長 吉次 邦夫                   | 「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の<br>委託に関する要綱」第3条第1号に契約の相手方を地元市<br>町村及び土地改良区に限定する旨の規定がなされている<br>ため。  | 第167条の2<br>第1項 第2号 |

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：農林部

H21.3.31 現在

| 番号 | 所管部局 | 所管課<br>(地方機関名) | 契約締結日     | 契約の名称                      | 契約金額(円)   | 契約の相手先 住所 氏名                             | 随意契約とした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 地方自治法施行令<br>適用条項    |
|----|------|----------------|-----------|----------------------------|-----------|--|---|---------------------|
| 63 | 農林部  | 県央農村整備事務所      | H21.2.19  | 20管農委第5号 小豆崎地区換地計画(処分)事務委託 | 4,799,000 | 諫早市小豆崎地区576<br>小豆崎土地改良区<br>理事長 久本 純造     | 「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条第1号に契約の相手方を地元市町村及び土地改良区に限定する旨の規定がなされているため。  | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 64 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H20.8.26  | 県営林間伐素材生産販売事業委託(1工区)       | 4,620,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 開 常義 | 県営林は、森林整備活性化資金「21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日6林野企第125号最終改正平成15年10月1日15林政企第53号)」の借入要件である、森林整備合理化計画の認定を受けた対象森林である。施行委託の相手方は、森林整備合理化計画により施行受託者とされ、また管内4市2町の広範囲にまたがる県営林の作業執行の経験及び能力を有し社会的・経済的に信用があり、確実に作業を実施することができ、県営林地内の事情に精通した長崎南部森林組合以外にない。 | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 65 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H20.10.10 | 20県営林第2号県営林間伐素材生産販売事業委託    | 2,310,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 山口 寛 | 県営林は、森林整備活性化資金「21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日6林野企第125号最終改正平成15年10月1日15林政企第53号)」の借入要件である、森林整備合理化計画の認定を受けた対象森林である。施業委託の相手方は、森林整備合理化計画により施業受託者とされ、また管内4市2町の広範囲にまたがる県営林の作業執行の経験及び能力を有し社会的・経済的に信用があり、確実に作業を実施することができ、県営林地内の事情に精通した長崎南部森林組合以外にない。 | 第167条の2<br>第11項 第2号 |
| 66 | 農林部  | 長崎林業事務所        | H20.12.8  | 20県営林第3号県営林間伐素材生産販売事業委託    | 5,250,000 | 大村市大川田町990-1<br>長崎南部森林組合<br>代表理事組合長 山口 寛 | 県営林は、森林整備活性化資金「21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日6林野企第125号最終改正平成15年10月1日15林政企第53号)」の借入要件である、森林整備合理化計画の認定を受けた対象森林である。施業委託の相手方は、森林整備合理化計画により施業受託者とされ、また管内4市2町の広範囲にまたがる県営林の作業執行の経験及び能力を有し社会的・経済的に信用があり、確実に作業を実施することができ、県営林地内の事情に精通した長崎南部森林組合以外にない。 | 第167条の2<br>第11項 第2号 |